

「共同研究契約書条文解説」について

平成16年4月の国立大学の法人化は、国立大学法人における各種の制度に様々な変化をもたらしました。産学連携関連諸事業についてもその例外ではなく、その中にあって共同研究制度については、これまでの趣旨や目的を踏襲しつつも、大学の主体性や独自性を明確に打ち出し、契約における交渉等を通じてこれまで以上に民間企業等が参画しやすい制度を構築することが可能になりました。

しかしながら、その一方で、大学と企業における共同研究に関する考え方の相違、特に知的財産権の取扱いや秘密保持に関する意識の相違により、契約交渉を行う上で様々な議論が生じ、結果としてスムーズな研究遂行に少なからず支障を来すこともありました。

平成16年度からこれまでのこうした企業等との契約交渉の経験を踏まえ、分かり易く、また双方にとってできるだけ受け入れ易い共同研究契約書への改善を図るべく、数回にわたり共同研究契約書雛形の改定を行ってきました。

また、本学の共同研究の契約等に携わる教職員向けに、本学の共同研究に対する基本姿勢のできるだけ明確かつ正確な理解推進を目的として、共同研究契約書の条文解説を作成しました。

今回の共同研究契約書条文解説の改訂は、平成22年度共同研究契約書雛形について、企業等から分かり難いとして比較的多く質問が寄せられている条項を中心に、契約条項をより明確にするための改正を行ったことに伴い、内容を一部改訂したものです。本冊子が、契約交渉を進める上での参考になれば幸いです。

平成23年4月

東 京 大 学
産学連携本部 知的財産部
本 部 産学連携課